

令和3年度

タクシー助成券を配付しています



1【対象となる方】

秩父別町に住所を有し、**満60歳以上の方及び今年度60歳に達する方**

※今年度中に60歳に達する方も4月から助成券をご利用いただけます。

2【助成内容】

年 齢	年間交付枚数
満60歳～64歳	30枚
満65歳～69歳	60枚
満70歳～	60枚

※利用状況が残り5枚となった場合、30枚の追加交付が可能です。

運 賃	利用者支払額
～1,000円未満	100円
1,000円～2,000円未満	200円
2,000円～3,000円未満	300円

※運賃が3,000円を超える場合、助成券は使用できません。

ちっぷ・悠々タクシー助成券

有効期間 2021年4月1日から
2022年3月31日まで

住 所	秩父別町
No.氏名	

※悠々自適にお使いください。

3【申請方法】

役場住民課にある申請書に必要事項を記入してください。【印鑑が必要です。】

※入院中の方は、退院してから申請してください。

高速るもい号を利用する町民を対象に、自宅からバス停（秩父別IC）のタクシー料金を全額助成する事業を行っています。詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

令和3年度「秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ」入館料半額助成券を配付しています



1【対象となる方】

秩父別町に住所を有し、**満60歳以上の方及び今年度60歳に達する方**

※今年度中に60歳に達する方も4月から助成券をご利用いただけます。

2【助成内容】

半額助成券 **年間24回分**

3【申請方法】

役場住民課にある申請書に必要事項を記入してください。【印鑑が必要です。】

※入院中の方は、退院してから申請してください。

秩父別温泉ゆう&ゆ専用

ちっぷ・悠々
温泉助成券

住 所 秩父別町

No.氏名

悠々自適にお使いください。

助成券有効期間 2021年4月1日から
2022年3月31日まで

※使用上の注意は裏に記載しております。
利用される前に必ず御覧下さい。

「秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ」入館料半額助成券・タクシー助成券のお問い合わせ

役場住民課住民福祉係 電話 33-2111（内線46）



日本年金機構からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は
月額 16,610 円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

毎月の保険料の納付期限は、「翌月の末日」です。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月分以降の保険料の納付が免除・猶予される臨時特例措置も設けられていますので、砂川年金事務所または住民課年金係へご相談ください。

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産された際、国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

その期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間であり、また、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

届け出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早目の届け出をお願いいたします。

◎産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◎届け出の際の必要書類

マイナンバーカードまたは通知カード、母子健康手帳

◆お問い合わせ先

砂川年金事務所国民年金課 電話 0125-52-2144（自動音声）
住民課年金係 電話 33-2111（内線42・43）

農業用施設や農家住宅を建設する前にご確認ください

格納庫等の農業用施設や農家住宅を建設予定の方は、建設予定地の登記地目をご確認ください。

建設予定地の登記地目が農地の場合、農地転用の許可や農業振興地域制度の手続き等が必要です。農地転用の許可及び農業振興地域制度の手続きは、それぞれ3ヶ月程度の期間を要します。

※農地転用、農業振興地域制度には、上記のほかにも要件があります。

詳しくは、下記までご相談ください。



お問い合わせ 役場産業課農政係・農業委員会事務局農地係 電話 33-2111（内線65）

